産を構成する個々の相続財産の共有関係（同法898条）を解消する手続が遺産分割であると捉え，かつ，可分債権について共有関係が生じないと解して，可分債権は遺産分割の対象とならないものとする。しかし，個々の相続財産の共有関係を解消する手続は，遺産全体を具体的相続分に応じて共同相続人に分配するという遺産分割を実現するための手続にすぎないのであるから，この意味における遺産分割の適切な実現を阻害する分割対象除外説を採用することはできず，分割時考慮説が正当なものと考えられる。

分割対象除外説によれば，遺産分割時に預貯金が残存している場合には，具体的相続分に応じた分配をすることができるのに対し，共同相続人の１人が被相続人の生前に無断で預貯金を払い戻した場合には，被相続人が取得した損害賠償請求権又は不当利得返還請求権について具体的相続分に応じた分配をすることができない。これに対して，分割時考慮説によれば，後者の場合においても具体的相続分に応じた分配をすることができ，結果の衡平性という点においてより優れている。また，遺言をしない被相続人の中には法律の規定に従って遺産分割が行われることを期待した者がいると考えられるところ，法律の専門家でない一般の被相続人としては，遺産を構成する債権が可分債権であるか否かによって結果は異ならないと期待していたと考えるのが自然である。したがって，分割対象除外説は被相続人の期待に反する結果を生じさせるものということができる。

分割時考慮説を採用することにより，家事審判事件が増加し，家庭裁判所の負担が増加することが考えられる。しかし，家庭裁判所の実務では当事者の合意を前提に可分債権を遺産分割の対象とすることがかなりの範囲で行われていること，分割時考慮説と分割対象除外説とで極端な結論の違いが生ずるのはまれで，多くの場合には具体的相続分と法定相続分の乖離は小さいと推測されることなどからすると，家庭裁判所における適正な事務処理を阻害するような著しい負担の増加はないであろうと考える。

よって，分割対象除外説に基づく原決定を破棄し，分割時考慮説に基づき更に審理を尽くさせるため，本件を原審に差し戻すのが相当であると考えるものである。

３　最後に，普通預金債権及び通常貯金債権を準共有債権とすると，問題の根本的解決にならないばかりか新たな不公平を生み出すほか，被相続人の生前に扶養を受けていた相続人が預貯金を払い戻すことができず生活に困窮する，被相続人の入院費用や相続税の支払に窮するといった事態が生ずるおそれがあること，判例を変更すべき明らかな事情の変更がないことなどから，普通預金債権及び通常貯金債権を可分債権とする判例を変更してこれを準共有債権とすることには賛成できないことを指摘しておきたい。

平成28年12月19日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山本　庸幸
裁判官　山崎　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕
裁判官　木澤　克之
裁判官　菅野　博之

（別紙）

預　貯　金　目　録

１　三井住友銀行ａ支店　普通預金（口座番号○○○○○○○）
265円

２　三井住友銀行ｂ支店　普通預金（口座番号○○○○○）
６万8729円

３　ゆうちょ銀行　通常貯金（記号番号○○○○○－○○○○○○○○）
762円

４　ゆうちょ銀行　定期貯金（記号番号○○○○○－○○○○○○○）
３万円

５　三菱東京ＵＦＪ銀行ｃ支店　普通預金（口座番号○○○○○○○）
245万7956円

６　三菱東京ＵＦＪ銀行ｃ支店　外貨普通預金（口座番号○○○○○○○）
36万4600.62ドル

（残高は，いずれも平成25年８月23日現在）

# 産　　業

## 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年１月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年１月20日　　経済産業大臣　世耕　弘成

記

１．制定された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 製品の幾何特性仕様（ＧＰＳ）―フィルタ処理―線形の輪郭曲線フィルタ：ガウシアンフィルタ | Ｂ0634 |
| 機械製品の信頼性に関する一般原則 | Ｂ9955 |
| 巻線共通規格―第０－６部：一般特性―樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線 | Ｃ3215－０－６ |
| 巻線個別規格―第48部：樹脂又はワニスを含浸させた，温度指数155のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線 | Ｃ3215－48 |
| 巻線個別規格―第49部：樹脂又はワニスを含浸させた，温度指数180のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線 | Ｃ3215－49 |
| 研削といし用研削材の粒度―第１部：粗粒 | Ｒ6001－１ |
| 研削といし用研削材の粒度―第２部：微粉 | Ｒ6001－２ |
| といし―寸法―第17部：軸付といし | Ｒ6211－17 |
| 容器包装リサイクル材を用いたプラスチック製平パレット | Ｚ0609 |
| ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―貨物コンテナ | Ｚ0663 |
| ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―輸送単位 | Ｚ0665 |
| ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―製品包装 | Ｚ0666 |
| ＲＦＩＤのサプライチェーンへの適用―製品タグ付け | Ｚ0667 |

２．改正された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 土工機械―機械装着警報ブザー類及び警音器―試験方法及び性能基準 | Ａ8327 |
| 土工機械―非金属製燃料タンクの性能要求事項 | Ａ8335 |
| 土工機械―保護構造の室内評価試験―たわみ限界領域の仕様 | Ａ8909 |
| 往復動内燃機関―性能―第５部：ねじり振動 | Ｂ8002－５ |
| 往復動内燃機関駆動発電装置―第５部：発電装置 | Ｂ8009－５ |
| 風力発電システム―第１部：設計要件 | Ｃ1400－１ |
| 風力発電システム―第11部：騒音測定方法 | Ｃ1400－11 |
| 巻線個別規格―第31部：樹脂又はワニスを含浸させた，温度指数180のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線 | Ｃ3215－31 |
| 巻線個別規格―第32部：樹脂又はワニスを含浸させた，温度指数155のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線 | Ｃ3215－32 |
| 定格電圧450／750Ｖ以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第５部：可とうケーブル（コード） | Ｃ3662－５ |
| 定格電圧450／750Ｖ以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第７部：遮へい付き又は遮へいなしの２心以上の多心可とうケーブル | Ｃ3662－７ |
| 定格電圧450／750Ｖ以下のゴム絶縁ケーブル―第８部：高可とう性コード | Ｃ3663－８ |
| 照明器具―第２－７部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項 | Ｃ8105－２－７ |
| ランプ制御装置―第１部：通則及び安全性要求事項 | Ｃ8147－１ |
| ランプ制御装置―第２―10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項 | Ｃ8147－２―10 |
| 蛍光灯ソケット及びスタータソケット | Ｃ8324 |
| 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２―24部：冷却用機器，アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項 | Ｃ9335－２―24 |